

資格確認書と資格情報のお知らせの違い

<資格確認書>

資格確認書が必要な方やマイナ保険証を利用していない方等に発行されます。

有効期限があります。(最長 5 年間)

医療機関等に提示することで、これまで通り医療にかかることができます。

【資格確認書】

健康保険資格確認書			
本人 (被保険者)		令和 6年12月 2日 交付	
記号	1019	番号	2024122 (枝番) 00
氏名	資格確認書 太郎		
性別	男		
生年月日	昭和29年 5月 5日		
資格取得年月日	令和 6年12月 2日		
一部負担金の割合 支拂年月日	3割	令和 6年12月 2日	
有効期限	令和 7年12月 1日		
保険者番号	0	6	1 3 0 0 0 1
保険者名称	UBSO1健康保険組合		
保険者所在地	東京都中央区日本橋富沢町11-1 03-5256-0000		

<注意点>

マイナ保険証とダブルで保有することはできません。

- マイナ保険証を保有しているかわからない場合は、
マイナポータルより確認できます。

<資格情報のお知らせ>

資格情報のお知らせは、新たに船員保険に加入されたすべての方に発行されます。マイナ保険証が利用

できない医療機関等において、マイナ保険証と併せて提示することで保険診療を受けられますが、**資格情報のお知らせのみで受診することはできません。**

【資格確認書】

資格情報のお知らせ (保険者名) (保険者番号)

あなたの加入する健康保険の資格情報を下記のお知らせいたします。
なお、このお知らせのみでは受診できません。

記号	000	番号	00000000 (枝番) 00
氏名	佐藤 太郎		
フリガナ	サトウ タロウ		
負担割合 (70歳以上のみ記載)	〇割		
適用開始年月日	平成〇年〇月〇日		
交付年月日	令和〇年〇月〇日		

※ 70歳以上の場合は、負担割合のみが、有効期限、発付期日を記載。(下部の注の項(注)も参照)
スマートフォンをお持ちの方は、以下の QR コードがマイナンバーカードにログインする上で、
ご自身の健康保険の資格情報を確認することができます。ぜひご利用ください。

マイナポータルへのアクセス・ダウンロードはこちら



マイナ保険証の読み取りができない例外的な場合については、スマートフォンの資格情報画面をマイナ保険証とともに医療機関等の受付で提示することで受診いただけます。(スマートフォンをお持ちでない方は、この文書をマイナ保険証とともに医療機関等の受付で提示することで受診いただけます。)

下部を切り取ってご利用いただけます
(この紙の枠のみでは受診できません)

資格情報のお知らせ	
令和 6年 12月 2日発行 (交付番号)	
記号 000 番号 00000000 (保険者番号) 氏名 太郎 太郎 (支店)	
負担割合 〇割 (70歳以上の記載)	
発付期日 令和 6年 12月 2日	

受診の際にはマイナ保険証が有効であることを

<記載内容>

**氏名、記号・番号、枝番、保険者番号・保険者名、
資格取得日など**

<目的>

ご自身の資格情報の確認のため。

<<いつ必要?>>

**顔認証付きカードリーダーの不具合などの何らかの事情で、
医療機関等の窓口でのマイナ保険証による受付が上手くいかなかったときに、マイナンバーカードとともに提示することでスムーズに保険診療を受けることができます。**

お子様など自治体での医療費助成の申請時など健康保険への加入資格の確認書類としても使用できます。